

長野市公共交通活性化・再生協議会「エコ通勤推進部会」設置要領（案）

平成 31 年 2 月 日

長野市公共交通活性化・再生協議会

（趣旨）

第 1 長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「協議会」という。）が、長野市地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業を実施するため、協議会規約第 10 の規定に基づき設置するエコ通勤推進部会（以下「部会」という。）について、組織、任務等を定めるもの。

（任務等）

第 2 長野市地域公共交通網形成計画に掲げる「利用促進」に関し、マイカーから公共交通等への通勤手段の転換を進める「エコ通勤」の普及・促進を図るため、次の任務等を行う。

- （1）「エコ通勤」に必要な施策の企画・立案に関すること
- （2）「エコ通勤」の実施に関すること
- （3）その他、「エコ通勤」の目的達成に必要な事項

（組織）

第 3 部会の委員は、次に掲げる所属団体等からの推薦により構成する。

団体名	職名	氏名	備考
長野商工会議所	副会頭	岩野 彰	協議会副会長（部会長）
（社）長野県経営者協会	長野支部長	市川 浩一郎	
長野県中小企業団体中央会	連携開発部長	緩 詰 哲 男	
長野市商工会	会長	工 藤 洋 吉	
連合長野 長野地域協議会	議長	盛 田 賢 一	
長野工業高等専門学校	教授	柳 澤 吉 保	

- 2 委員の任期は、各団体等における役職の任期期間とし、任期満了後は、後任者へ引き継ぐものとする。
- 3 委員報酬は、無報酬とする。
- 4 委員が、やむを得ない理由により部会に出席できない場合は、代理人が部会に出席することができる。

（事務局）

第 4 部会の事務局は、長野市都市整備部交通政策課内に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、長野市都市整備部交通政策課長をもって充てる。